

○久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱

令和元年5月9日

告示第5号

改正 令和4年5月16日告示第40号

改正 令和7年5月23日告示第49号

改正 令和7年9月19日告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町におけるスポーツ、文化活動の合宿の誘致をするため、町内で合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、久万高原町補助金交付規則（平成16年久万高原町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 久万高原町外に所在する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び社会人の実業団、クラブチーム、プロチームの児童、生徒、学生並びに選手とそれを監督する者で構成する体育系又は文化系団体をいう。
- (2) 合宿 団体が共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動若しくは文化活動の練習又は研修を行うことをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業に係る施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体がスポーツ技術の向上、文化活動の促進等のために実施する合宿で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内の宿泊施設を1泊以上利用していること。ただし、複数の宿泊施設への分宿も可とする。
- (2) 前号に掲げる施設に1回の合宿で宿泊する団体の参加人数に宿泊数を乗じて得た数字の延べ人数（以下「延べ人数」という。）が10人以上であること。
- (3) 国、県又は他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、その事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないものとする。

(1) 単に大会やイベントに参加することを目的とするもの。

(2) 営利を目的とするもの。

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの。

(4) その他町長が不適当と認めるもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る宿泊費及び交通費とする。

(補助対象年度)

第5条 補助対象期間は、単年度とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿団体ごとの代表者とする。

2 複数の団体が同一の団体で合宿をする場合は、主となる団体の代表者を補助対象者とする。

(延べ人数の算定)

第7条 前条第2項に規定する場合における延べ人数は、参加団体全体で算定する。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第2条に規定する内容を満たして宿泊する者の延べ人数に1泊当たり1,000円を乗じた額とし、1回の合宿において同一補助対象団体が受けられる補助金額は20万円を限度とする。

2 団体が所有する車両（バスに限る。）の場合は、往復移動距離に100円を乗じた額を補助金額とする。ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 団体が車両を借り上げた場合は、借上料の25パーセントの額を補助金額とする。算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 前項の限度額は、四国島内においては3万円、それ以外の地域については5万円を限度とする。ただし、当該補助事業以外で補助を受けている場合は、補助金の交付対象とはしないものとする。

5 合宿期間中に大会等（練習試合・交流試合を除く）合宿対象外の事業を含む場合は、設定された大会等期間中の泊数を除く宿泊数とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、合宿誘致補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 久万高原町合宿誘致事業・合宿(変更)計画書・合宿実績書(様式第2号)
- (2) 久万高原町合宿誘致事業合宿参加者名簿(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第10条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、久万高原町合宿誘致補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請及び承認)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請に係る事項を変更しようとするときは、久万高原町合宿誘致補助金交付変更・中止申請書(様式第5号)に第9条各号に掲げる書類を添え、申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、久万高原町合宿誘致補助金交付変更・中止承認通知書(様式第6号)により、補助事業者通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに合宿誘致事業補助金実績報告書(様式第7号)に、第9条各号に掲げる書類及び宿泊証明書(様式第8号)を添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、必要な審査等を行い、適当と認める場合は、補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、久万高原町合宿誘致事業補助金精算払請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月26日から適用する。

附 則 (令和4年5月16日告示第40号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年5月23日告示第49号)

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用とする。

附 則 (令和7年9月19日告示第65号)

この告示は、令和7年10月1日から適用する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

久万高原町合宿誘致事業補助金交付申請書

年 月 日

久万高原町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号



下記のとおり補助金を交付されたく久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
うち宿泊費分 円
交通費分 円
- 2 合宿の目的
- 3 合宿の実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 合宿に係る延べ宿泊数 泊
- 5 添付書類
 - (1) 計画書（様式第 2 号）
 - (2) 合宿参加者名簿（様式第 3 号）
 - (3) その他

様式第 2 号（第 9 条、第 1 1 条、第 1 2 関係）

久万高原町合宿誘致事業・合宿（変更）計画書・合宿実績書

団体の名称				
趣旨・概要				
実施（予定）期間	年 月 日 から 年 月 日			
収支内訳 (予算・変更・実績)	区 分		金額（円）	内訳・明細
	収入の部	補助金（宿泊費）		
		補助金（交通費）		
		計		
	支出の部			
計				
参加者人数	人			
補助対象人数	人			

様式第3号（第9条、第11条、第12条関係）

久万高原町合宿誘致事業合宿参加者名簿

団体名					
No.	氏 名	合宿期間	No.	氏 名	合宿期間
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※ 補助対象としない参加者はNo.に「○」をすること。

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

久万高原町長



久万高原町合宿誘致事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった久万高原町合宿誘致補助金については、次のとおり交付することに決定したので、久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
うち宿泊費分	円
交通費分	円

2 交付の条件

- (1) 補助対象者は、要綱の定めるところに従わなければならない。
- (2) 事業完了後、1箇月以内に実績報告書を提出すること。
- (3) この補助事業については、町長及び監査委員が検査又は監査することができる。

様式第5号（第11条関係）

久万高原町合宿誘致事業補助金交付変更・中止申請書

年 月 日

久万高原町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号



年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた合宿計画について、その内容を変更・中止したいので、久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更又は中止の理由
- 2 変更又は中止の内容
- 3 変更により増減すべき補助金の額
- 4 添付書類
 - (1) 合宿変更計画書（様式第2号）
 - (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）
 - (3) その他

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

久万高原町長



久万高原町合宿誘致事業補助金交付変更・中止承認通知書

年 月 日付けで変更・中止申請のあった久万高原町合宿誘致補助金については、次のとおり承認したので、久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	変更前	円
	変更後	円

2 変更・中止する理由

様式第7号（第12条関係）

久万高原町合宿誘致事業補助金実績報告書

年 月 日

久万高原町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた久万高原町合宿誘致補助金について、久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- （1）合宿実績書（様式第2号）
- （2）合宿参加名簿（様式第3号）
- （3）宿泊証明書（様式第8号）
- （4）その他町長が必要と認める書類
 - ・ 交通費補助の場合は、その内容が明らかになる書類

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

宿泊証明書

団体名		
合宿期間		
宿泊日・宿泊人数	宿 泊 日	宿泊人数
	年 月 日 ()	人
	年 月 日 ()	人
	年 月 日 ()	人
	年 月 日 ()	人
	年 月 日 ()	人
	年 月 日 ()	人
延べ宿泊人数	人	

上記内容に相違ないことを証明します。

※ 添付書類 領収書のコピー

宿泊施設住所

宿泊施設名称

宿泊施設代表者



(電話： 担当者：)

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

久万高原町長



久万高原町合宿誘致事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった久万高原町合宿誘致補助金について久万高原町合宿誘致事業補助金補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	円
うち宿泊費分	円
交通費分	円

様式第 10 号（第 14 条関係）

久万高原町合宿誘致事業補助金交付請求書

年 月 日

久万高原町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた久万高原町合宿誘致補助金について、久万高原町合宿誘致事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店（ ）	
口座番号	（普通・当座）		
（フリガナ） 口座名義人			